

国民年金保険料は口座振替が 便利でお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。
国民年金保険料の口座振替には、現金納付より年間600円割引となる早割制度や、6か月分、1年分、2年分をまとめて前納することで年金保険料が割引になる制度があります。

	通常の毎月納付	口座振替で納付	差額
6か月 前納の場合	99,540円	98,410円	1,130円
	(16,590円×6か月)		
1年 前納の場合	199,080円	194,910円	4,170円
	(16,590円×12か月)		
2年 前納の場合	397,320円	381,530円	15,790円
	令和4年度保険料 (16,590円×12か月)と 令和5年度保険料 (16,520円×12か月)の 合計		

口座振替をご希望の方は、預貯金口座のある金融機関の窓口（ゆうちょ銀行含む）にて国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書に必要事項を記入し、手続きしてください。

※お問い合わせ先

函館年金事務所

Tel.. 0138-82-8001

函館弁護士会主催 「すずらん無料法律相談会の開催について」

函館弁護士会では、北海道内の弁護士が常駐していない自治体を中心に「すずらん無料法律相談会」を実施しています。
函館弁護士会所属弁護士が、相続や離婚、金銭トラブルなど、法律に関することについて相談に応じますので、ぜひご利用ください。

○日時

令和4年6月24日（金）
午後1時から午後4時まで

○場所

中央公民館

○担当弁護士

村井太一 弁護士（函館弁護士会所属）

○事前予約

相談を希望される方は事前の予約が必要となります。【定員6名 先着順】

○予約受付期間

令和4年6月22日（水）まで
（受付時間：土・日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

○その他

予約者がいない場合、相談会は中止となります。

※お問い合わせ先

役場総務・防災課 総務係

Tel.. 7-2111

特設人権困りごと相談所の 開設について

町では、人権擁護委員による特設人権相談所を次のとおり開設します。
毎日の生活の中で、人間関係や近所づきあい、いじめ、家庭内のいざこざなど、困ったことがありますしたら、お気軽にご相談ください。
相談は無料で、内容についての秘密は厳守されます。

○日時

令和4年6月6日（月）
午前9時30分から正午まで

○場所

中央公民館

○相談内容

離婚・扶養・相続などの家庭内のいざこざ、虐待、近所づきあい、いじめなどについて

※お問い合わせ先

役場総務・防災課 総務係
Tel.. 7-2111

